

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 12 日

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関、訪問看護事業者等において
ヤングケアラーを把握した場合の対応等について

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）等の改正を含む「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）については、本年 6 月 5 日に国会で可決・成立し、本日公布されました。改正法のうち、ヤングケアラーの関係については、公布日施行であるため、本日付けで、こども家庭庁より、「「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」（こ支虐第 265 号令和 6 年 6 月 12 日付こども家庭庁支援局長通知。以下「施行通知」という。）が別添 1 のとおり発出されたところです。

また、令和 2 年度に中学 2 年生・高校 2 年生を、令和 3 年度に小学 6 年生・大学 3 年生をそれぞれ対象に実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（子ども・子育て支援推進調査研究事業）の結果によれば、世話を必要としている家族として「父母」と回答した小中高大生に、当該父母の状況を質問したところ、通信制高校生と母を世話する大学 3 年生においては、「精神疾患」「精神疾患、依存症（疑い含む）」の回答割合が最も高い状況であるほか、全調査年代において精神疾患や依存症を有する父母の世話をするヤングケアラーが一定数存在することが明らかになっています。

これを踏まえ、精神科医療機関・訪問看護事業者等において、ヤングケアラーを把握した場合にご協力をお願いしたい対応等について下記のとおりお示しますので、貴団体傘下の精神科医療機関、訪問看護事業者等に周知をお願いいたします。

記

1. ヤングケアラーの把握及び市区町村（こども家庭センター）への情報提供について

改正法により子ども・若者育成支援推進法において支援対象として明記されたヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）については、特に優先的に支援を行う必要性が高いケースとして、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであるなどし、保護者に対するケアを当該子ども・若者が長時間担っているケースが想定されるところです。

施行通知においては、こうしたケースの把握にあたり、精神科医療機関や訪問看護事業者等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると考えられる家庭について情報提供を促す等、精神保健福祉分野との連携も効果的である旨お示ししております。（施行通知 一の3（1）②参照）

精神科医療機関や訪問看護事業者等におかれましては、患者の病状や家族構成、患者の付き添い等を行うこども・若者の様子などから、ヤングケアラーであると疑われるこども・若者がいることを把握した場合には、可能な限り患者やこども・若者本人の理解を得つつ、市区町村のこども家庭センター等に情報提供をいただくなどの御協力をお願いいたします。なお、ヤングケアラーであるこどもは児童福祉法（昭和22年法律第164号）の「要支援児童」に当たりうるため、患者やこども本人の同意が得られない場合でも、ヤングケアラーであると疑われるこどもがいる場合には、児童福祉法第21条の10の5（※）の規定に基づき、市区町村に情報提供を行うことが可能です。

2. ヤングケアラーに関するポスターの周知等

ヤングケアラーに気づくためのヒント等をまとめたポスターとして、別添2「ヤングケアラーに気づくために」を作成しておりますので、精神科医療機関、訪問看護事業者等におかれましては、医療従事者等に周知をいただきますようお願いいたします。

※ 参考：児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。